○重点課題「障害者間格差の解消」1.

項

平成30年度から、精神障害1級所持者も重度障害者医療費助成対象になりましたが、生活実態としては何ら変わらない2級所持者を対象として含めることを強く求めます。精神障害者の場合、1級と2級の差は病状の差異であり、生活の困窮度の差異ではありません。

H

大阪市老人医療費助成規則等一部改正により、65歳以上の高齢精神障害者に対する、重度医療費助成制度が、平成33年度以降には手帳1級所持者に限定され、2級所持者が対象から除外されることは福祉制度の大きな後退であり、高齢精神障害者の生活を脅かすものであり、容認できるものではありません。

(回答)

今般、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を真に必要な方へ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることとして、平成 30 年 4 月診療分から大阪府福祉医療費助成制度が改正されます。本市重度障がい者医療費助成制度は大阪府の助成制度のもと実施しており、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度とするため制度を改正するものです。

また、本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しています。

担当

福祉局 生活福祉部 保険年金課(医療助成グループ) 電話:06-6208-7971

○重点課題「障害者間格差の解消」2.

項

精神障害者への公共交通機関の運賃割引については、大阪市や高槻市の公営交通において実施されているものの、JRやほとんどの民営交通においては実施されていません。

大阪市におかれては、国土交通省、JR、関西大手民鉄等に対しての働きかけを実施するとともに、市独自の助成についても検討してください。

また、平成29年3月に大阪市営交通の民営化が決定されましたが、現行の障害者 優待パス制度の存続を強く求めます。

(回答)

身体障がい者及び知的障がい者に対するJRや私鉄などの料金割引の実施については、 国からの通知に基づいて、交通機関事業者が料金割引を実施していますが、精神障がい者 をこの制度の対象とするかは、各事業者の自主判断となっています。

大阪市では、国に対して、他の障がい者施策と同様に精神障がい者保健福祉手帳による 福祉支援策を講じられるよう要望しており、国から関係事業者に対して、運賃割引制度の 精神障がい者保健福祉手帳への適用についての協力を求めているところです。今後とも引 き続き国に対する協力を要望してまいります。

市営交通機関乗車料金福祉措置につきましては、障がいのある方々の自立と社会経済活動へ積極的に参加していただくために、無料又は割引後料金で市営交通を利用できる乗車証の発行を行っています。

本制度は、多くの方に利用されている重要な制度であることから、現時点では大阪市営地 下鉄等の民営化後も、障がい者の無料乗車証等が現行どおり維持できるよう努めていきたい と考えております。

担当

健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話:06-6922-8520

○精神科医療 1. 号 病状が急変した際に、救急隊の出動を要請した場合、救急隊が速やかに受けいれ病 項 | 院につなげるようなシステムを構築してください。 本人が受診を拒否しても受診を促し、医療につなげる責任ある対応を強く求めます。 昼間であれば精神保健福祉相談員の責任ある介入をお願いします。 (回答) 当局におきましては、「大阪府精神科救急医療システム」に基づき、精神科救急医療受診 にかかる調整窓口を経由後、速やかに搬送先病院を決定するシステムにより救急搬送を実 施しております。

消防局 救急部 救急課 電話:06-4393-6626

担当

○精神科医療 1.

項

病状が急変した際に、救急隊の出動を要請した場合、救急隊が速やかに受けいれ病 院につなげるようなシステムを構築してください。

本人が受診を拒否しても受診を促し、医療につなげる責任ある対応を強く求めます。 昼間であれば精神保健福祉相談員の責任ある介入をお願いします。

本市では、市民の身近な窓口として各区保健福祉センターに精神保健福祉相談員を配置し、電話・面接・家庭訪問等によりさまざまな精神保健福祉相談に応じています。また、嘱託の精神科医師による相談日を設け、受診が必要な方にはご本人・ご家族のニーズを把握しながら、医療機関や関係機関、地域の支援機関と連携し、支援をしています。ご本人やご家族のニーズをお聞きしながら、未受診や治療中断の方への支援技術向上に努めていきます。

担当

○精神科医療 2

項目

本年度4月、抗精神病薬大量服薬により、2次救急として40分救急車内での待機後、2次救急受け入れ病院搬送後も昏睡状態のまま約2週間後亡くなられた事例が発生しています。抗精神病薬大量服薬による「昏睡状態」を「生命の危機に瀕している」事態として他疾病と同様に3次救急システムによる救急救命センター受け入れにつなぎ迅速な医療処置を保証してください。

(回答)

当局におきましては、抗精神病薬に限らず、医薬品の大量服薬で、意識障害のある方の 救急搬送については、「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準(大阪市版)」に基づ き、原則救命救急センターへ搬送しております。

担当

消防局 救急部 救急課 電話:06-4393-6626

○精神科医療 3.

<u>自立支援医療制度における、国民健康保険加入者負担なしとする現行の制度を引き</u> 続き継続してください。

項目

また、自立支援医療機関療養担当規定第6条において医療に必要な証明書または意見書を指定自立支援医療機関が無償で交付するよう義務付けられている中で、精神障がいについてこの規定から除外されていることは障がい間格差と言えます。制度格差解消として、国に対して要望しても実現困難である場合大阪市独自助成制度を創設するよう検討してください。

(回答)

国の自立支援医療制度に加え、大阪市国民健康保険では、大阪府の補助制度に基づき精神医療付加金を支出し、被保険者の医療費の自己負担が生じないようにしています。

担当

福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-7967

○精神科医療 3.

自立支援医療制度における、国民健康保険加入者負担なしとする現行の制度を引き続き継続してください。

項目

また、自立支援医療機関療養担当規定第6条において医療に必要な証明書または意見書を指定自立支援医療機関が無償で交付するよう義務付けられている中で、精神障害についてこの規定から除外されていることは障害間格差と言えます。制度格差解消として、国に対して要望しても実現困難である場合大阪市独自助成制度を創設するよう検討してください。

(回答)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規定第6条では、医療に必要な 証明書又は意見書等を指定自立支援医療機関が無償で交付するよう義務付けられています が、精神障がい者についてはこの規定がないことから、制度格差の解消を国に対して、要 望しているところであり、この後も継続して要望を行ってまいります。

担当

○地域生活1.

項目

保健センターで行われているグループワークは身近な地域での大切な支援でしたが、現在7ブロックへの再編が各区開催に戻されたものの、毎週開催から、月1度の開催となりました。日中活動の場として、月一回開催では、ほとんど日常生活の一環としては意味を持ちません。自転車で通うことができる近場での、日中活動、支援の場としてのグループワークの場を従前の各区、週一回開催に戻すよう検討してください。

(回答)

当事者の方が安心して地域で暮らしていくためには、地域の支援体制が重要であると考えております。平成 28 年度より「日常生活向上教室」を 24 区の保健福祉センターで実施し、「生活技能訓練教室 (SST)」を 7 区の保健福祉センターで実施しております。今後とも市民のニーズを踏まえ、より良い事業のあり方を検討してまいります。

担当

地域生活2

項

NPO法人による地域通所施設、(生活介護事業所、就労継続支援B型事業所、 地域活動支援センター)の活動と運営が、当事者や家族の実態や意向を反映し たものでなければなりません。NPO 法人理事会に地域家族会を構成員として入 れることを指導してください。

(回答)

生活介護事業、就労継続支援B型事業の運営基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において定められています。

なお、生活介護事業、就労継続支援B型事業における個別支援計画については、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、課題や目標及びその達成時期を記載することとなっており、利用者又はその家族に対して説明することとされています。

地域活動支援センターについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」において、地域及 び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障がい福祉サービス事業を行う者その 他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならな いとされています。

本市としましては、利用者によりよい支援の提供が可能となるよう、引き続き、障がいの ある人の支援の充実に努めてまいります。

担当

福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

番 〇地域生活 3.

項

目

入院者の地域移行及び家族からの独立のためにも、グループホームの増設が必要です。 更なる市営住宅の活用とサテライト型設置を可能とすることを要望します。

(回答)

本市のグループホームの指定事業者数及びサテライト型住居数及び市営住宅を活用した 事業者数(すべて平成29年7月1日現在)は次表のとおりであり、障がい福祉サービス事 業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、 所在地が市内にある事業者からの申請により事業者指定を行っているところです。

市営住宅のグループホームへの活用については、公営住宅法等に基づき行政財産の目的 外使用として、都市整備局と福祉局が連携し、事業者の希望と提供可能な空き住戸との適 合化を図って実施しているところであり、今後も引き続き取組んでまいります。

また、本市におきましては、障がい者の地域生活にとって重要な社会資源であるグループホームの整備を促進するため、社会福祉法人等営利活動を目的としない法人が、市内で新規に整備を行う障がい者グループホームに対し、国の社会福祉施設等施設整備費補助の対象外である住宅の賃貸借・購入・住宅改造に関する補助・備品購入にかかる経費の補助を実施しているところであり、今後ともグループホームの設置促進に努めてまいります。

また、国に対しても、今後もグループホームの設置を推進できるよう対策を講じるとと もに、円滑な設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措 置を講じるよう引き続き要望してまいります。

·本市指定事業者数等(平成29年7月1日現在)

事業名	事業者数	住居数	利用定員
グループホーム	166 か所	515 戸	2,050 人

※うち、サテライト型住居数・・・7戸 市営住宅活用住居数・・・42戸

担当

福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

都市整備局 住宅部 管理課 電話:06-6208-9261

番号	○地域生活 4.				
項目	老朽化した市営住宅を障害者が入居しやすいように改良してください。				
/ I=					

(回答)

「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、既存住宅の一部において、全面的改善事業として、浴室設置を中心とした住戸内部の改善に併せて、共用部分や屋外について段差解消や手摺の設置等の改善を行っています。また、エレベーター設置が必要な住棟にはエレベーターの設置を進めています。

なお、老朽化した市営住宅の建替にあたっては、安全かつ安心して快適に生活できるように床段差の解消や、玄関・浴室・トイレへの手すりの設置などを行うとともに、共用部についても、階段や廊下への手すりの設置や福祉型エレベーターの設置を行うなど、高齢者や障がい者などに配慮した住戸建設を進めています。また、需給バランスを見ながら、車いす常用者向けの特別設計住宅の建設も福祉部局と連携して行っています。

担当 都市整備局 住宅部 建設課(建設設計) 電話:06-6208-9243

番号	地域生活	5.	
項目	公営住宅·	民間住宅を障害者のために、	入居提供する事業者名を公表してください。

(回答)

担当

大阪市では、大阪府や 0saka あんしん住まい推進協議会等と連携し、高齢者・障がい者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅や当該住宅に係る仲介業務を行う協力不動産店等の登録情報の提供を行う「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を実施しており、本市ホームページや 0saka あんしん住まい推進協議会ホームページにおいて周知を図っています。

また、大阪市営住宅には障がいのある方の入居が可能であり、障がい者向け優先選考も実施しています。

都市整備局 企画部 住宅政策課(住宅政策) 電話:06-6208-9224 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8082 健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話:06-6922-8520

○家族支援1.

項目

精神障害者の地域生活を家族同居でかろうじて支えている家族の加重で過酷な負担の現状を理解していただくために、保健師さんたちの研修の場で家族の気持ちを話す機会を設けてください。

(回答)

精神障がい者の地域生活を支えているご家族への支援については、大変重要と考えております。

本市では、各区で家族教室(統合失調症者の家族対象)を実施しています。教室では、 ご家族の終わりの見えないケアの中での困りごとや、工夫しながら対応されていること等 をお聞きし、ご家族のお気持ちに共感しながら、課題に対してどう対応するか一緒に考え ています。また、精神保健福祉相談員・保健師が個別にご家族のご相談をお受けしていま す。

本市として、今後も関係機関と連携をとりつつ、必要な研修について実施してまいります。

担当

○家族支援2.

項

大家連の家族による電話相談事業は、家族でこそ聞くことができることも多く、従 来電話相談事業として大阪市が予算化していたことの打ち切りは大変非情であるとし かいえません。再度の予算復活に向けてどのような方針かお示しください。

(回答)

本市における相談支援につきましては、電話及び対面相談として、各区の保健福祉センターで精神保健福祉相談を実施しております。また、こころの健康センターでは専用の相談事業として、「こころの悩み電話相談」を実施し、精神障がい者の支援に努めているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

今後とも引き続き、精神障がい者や家族に対する相談支援を実施してまいりたいと考え ております。

担当

○家族支援3.

項

保健福祉センターの家族教室では家族が学ぶ場であると同時に、日常抱えている医療、福祉問題をしっかり受け止めていただき、家族の抱えている問題への、戸別訪問相談による問題解決につなげてください。

また、対象家族を、統合失調症を持つ障害者の家族と限定せずに、重度躁鬱病、発達障害、引きこもりなども関連している現実を踏まえてください。

(回答)

保健福祉センターの家族教室は、家族の方に正しい知識・情報を提供するとともに、分かち合いの場として実施しております。ご家族の医療、福祉へのご意見については、受け止めさせていただき、個別のご相談をお受けします。あわせて、こころの健康センターでは、うつ病の家族教室、薬物依存症者の家族教室を実施しています。また、ひきこもりの状態にある方の家族が相談できる場として、ひきこもり相談窓口事業として、電話で相談に応じており、必要により面接を実施しています。また、統合失調症以外の精神疾患を持つ家族の方に対しては、より一層個別支援の充実を図ってまいります。

担当

○家族支援4.

項

3 障害一元化を機に、相談窓口が複雑でわかりにくくなっています。

市広報、区広報などで、区ごとの保健福祉センター相談、障害者基幹相談支援センター、区相談支援センターの役割の違いを分かりやすく説明し、その利用の仕方を広く開示してください。

(回答)

大阪市では、平成 24 年度以降、身体・知的・精神のいわゆる 3 障がいについて、地域に 身近な区単位で一元的に基本的な総合相談が行えるよう再編し、各区に障がい者相談支援 センターを設置しました。

また、各区の保健福祉センターは行政機関として、障がい福祉サービスの支給決定や、 精神保健福祉相談員による相談支援を行っています。

障がい者基幹相談支援センターでは、各区障がい者相談支援センターの業務の後方支援を行うほか、相談支援の質の向上に関する研修を行うなど、それぞれの機関が明確な役割分担のもと、相互に連携して、障がい福祉サービスの提供に努めております。

相談窓口につきましては、福祉のあらましなどに掲載しており、今後とも障がいのある 方やご家族の方にとってわかりやすい周知に努めてまいります。

担当

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081

健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話:06-6922-8520

番 | ○教 育

項

目

精神疾患については、教育機関と家族の連携による早い対応と支援が必要です。現在までの、教育機関における精神疾患を理解するための取り組み状況をしめしてください。

それに関連して、大阪市内公立、私立小、中学校、高校において新たな「精神疾患に関するてびき」を作成し各クラス担任に配布し研修を実施してください。早期に児童生徒の不調の理解、児童生徒及び家族からの相談体制と対応がなされるようカリキュラムに取り入れることを義務化してください。教員研修には、家族会からの情報提供を取り入れてください。

(回答)

本市においては、これまでも、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある幼児・児童・生徒の人権を尊重し、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育・保育の推進に努めてまいりました。また、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画(平成27年3月改訂)にもとづき、各学校園において障がいのある幼児・児童・生徒に対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りの幼児・児童・生徒とのより良い関係づくりを進めてきました。

平成 28 年4月1日より「障害者差別解消法」が施行され、本市及び教育委員会におきましても「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、改めて精神障がいを含めたあらゆる障がいについての理解を促すとともに、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供がないよう、年度当初、各学校園に周知を図ったところです。

精神疾患は誰もがかかる可能性のある病気であり、早期に児童生徒の不調を理解したり本人や家族からの相談に対応したりするためにも、教職員研修が重要です。昨年度、「障害者差別解消法」にかかわる研修会を数回行う中で、精神障がいについての内容を盛り込みながら、心の健康の変化に早期に気づき、適切に対応することや心の健康に関する積極的な情報提供を行うことに努めてきました。また、教職員地域研修のフィールドワークにおいて、精神障がい者にかかわる生活支援センターを訪問し、施設での様子や相談の状況等の聞き取りを行いました。また、各学校園においては、さまざまな事例の中、各区の保健福祉センター、こども相談センター、総合医療センターなどの医療機関等、関係諸機関との連携を図りながら、具体的な対応が構築されるよう、はたらきかけてまいりました。今年度も、当事者の方々の思いにふれる内容も含め、研修内容の充実を図ってまいりたいと思います。

カリキュラムにかかわっては、平成 15 年に「精神障害者の理解を深めるために」の冊子を作成しております。また、「新任教員のためのガイドブック(平成 25 年 4 月)」に「精神疾患・精神障がい者の正しい理解を深めるために」を掲載し、教職員が正しい理解のもとで当該の幼児・児童・生徒とその保護者に適切に対応すること、学校園として関係機関と連携を図り、ケアに努めることなどを示しました。本ガイドブックは、毎年見直しを行って最新の状態で示すとともに、新任教員だけでなく、全ての教職員がすぐに見て活用できるよう、また、各学校園の校内研修等でも利用できるよう、教職員用の校園ネットワーク(SKIP ポータル)及び教育センターのホームページのトップ画面に掲載しています。これらの活用については、校長会・教頭会でも指示を行い、周知及び活用の促進を図ってきました。また、すべての学校園において、『学校園における「人権教育・啓発推進計画」実施計画』を作成し、人権教育をカリキュラムの中に明確に位置付け、年度末にはその評価も行っております。

今後も引き続き、関係諸機関との連携を図り、幼児・児童・生徒一人一人についての理解を深め、精神疾患への早期で適切な対応を図ることができるよう努めてまいります。

担当 | 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話: 06-6208-8128